

○名古屋学院大学における障害学生支援に関する指針

(2017 年 4 月 1 日制定)

名古屋学院大学（以下、「本学」という。）は、「敬神愛人」の建学の精神に基づき、障害のある全ての学生（以下、「障害学生」という。）の修学機会の確保と支援を行うための指針として以下の基本原則を定める。

○基本原則

- (1) 本学は、法令を遵守し、障害学生の支援を行う。
- (2) 本学は、障害を理由に修学を断念することがないように修学の機会の確保に努める。
- (3) 本学は、学生・教職員の障害学生の支援に対する理解の促進と意識の啓発に努める。
- (4) 本学は、学長及び関係学部・部署が緊密に連携、協力して、障害学生の支援を行う。
- (5) 本学は、障害学生への情報の提供を保障し、コミュニケーション上の配慮を行うとともに、障害を理由とする修学上の差別を行わない。
- (6) 本学は、障害学生の支援のため、必要な環境と相談体制の整備を講ずるよう努める。
- (7) 本学は、個別の修学支援にあたっては障害学生の要望に基づいた支援に努める。
個別支援の申請・実施については、「障害学生の修学支援に関する内規」に定める。
- (8) この指針の所管は、学生サポートセンターとする。
- (9) この指針の改廃は、常任理事会で行う。

附則 1 この指針は、2019 年 2 月 26 日改正、2019 年 2 月 26 日から施行する。

附則 2 この指針は、2021 年 3 月 23 日改正、2021 年 3 月 23 日から施行する。

附則 3 この指針は、2025 年 3 月 6 日改正、2025 年 4 月 1 日から施行する。

以上